

東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領

	26 福保障居第3182号
	平成27年 3月31日
改正	27 福保障居第3419号
	平成28年 3月30日
改正	29 福保障施第3682号
	平成30年 3月30日
改正	31 福保障施第1589号
	令和 元年 9月19日
改正	2 福保障施第3900号
	令和 3年 3月29日
改正	3 福保障施第3613号
	令和 4年 3月 31日
改正	5 福保障施第0874号
	令和 5年 6月 30日
改正	5 福祉障施第2606号
	令和 6年 3月 31日

（目的）

第1条

東京都重症心身障害児（者）通所事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の2の2に規定する児童発達支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行うもののうち、重症心身障害児（者）又は医療的ケアスコア16点以上の児者（以下「重症心身障害児（者）等」という。）を対象とし以下に定める基準を満たし福祉局長（以下「局長」という。）の指定を受けた事業所（以下「都重心通所事業所」という。）に対する支援を行い、在宅の重症心身障害児（者）等の日中活動の場を確保することを目的とする。

（対象者）

第2条

本事業の対象者は、都内区市町村が児福法第21条の5の5第1項に基づく通所給付決定、もしくは障害者総合支援法第19条第1項に基づく支給決定をしている在宅の重症心身障害児（者）等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 障害の程度が重度であるため、地域の障害児施設等への通所が困難な未就学児
- （2） 特別支援学校を卒業した者又は18歳以上の者で障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な者
- （3） 障害の程度が重度でかつ医療的ケアを必要とする原則として3歳未満の心身障害児であって、保護者への指導が必要な者
- （4） 医療的ケアスコア16点以上で地域の障害児者施設等への通所が困難な児者

（都重心通所事業所におけるサービスの内容）

第3条

都重心通所事業所は、専門の医師及び看護師による診断、治療及び指導を行うほか、日常生活動作訓練、保持している運動機能等の低下防止などの療育や地域社会の中で生活していくための支援を実施するものとする。なお、前条第3号に掲げる者については、原則として保護者とともに通所させ、併せて保護者への必要な指導を実施するものとする。

(施設における事業の運営)

第4条

都重心通所事業所は、本事業の運営に当り、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 非常災害時の避難計画の作成等、防災対策に十分配慮するものとする。
- (2) 設備及び備品の清潔保持及び安全性について、十分留意するものとする。
- (3) 当該地域における病院、その他の関係機関と常に密接な連携を保ち、必要な場合は、十分な協力が得られるよう配慮するものとする。

(種類)

第5条

都重心通所事業所の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療型都重心通所事業所（以下「医療型」という。）
児福法第21条の5の15又は障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、知事による指定を受けた事業所の全部又は一部において、主たる対象を第2条に掲げるものとし、別表1(1)に定める基準を満たし、局長が都重心通所事業所として指定したもの。
- (2) 医療型都重心通所事業所（都立施設）（以下「都立施設」という。）
(1)に基づき医療型の指定を受けたもののうち、東京都が設置したもの。
- (3) 地域施設活用型都重心通所事業所（以下「地域施設活用型」という。）
児福法第21条の5の15又は障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき、知事による指定を受けた事業所の全部又は一部において、主たる対象を第2条に掲げるものとし、別表1(2)に定める基準を満たし、局長が都重心通所事業所として指定したもの。

(都重心通所事業所の指定)

第6条

都重心通所事業所の指定等は、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 都重心通所事業所を運営しようとする者（以下「申請者」という。）は、その運営開始前までに、東京都重心通所事業所指定申請書（別記第1号様式）及び運営取組方針（事業計画書）を局長に提出しなければならない。
 - (2) 局長は、前号の申請があつたときは、申請者に係る重症心身障害児（者）等に対する支援実績、実施能力等を審査の上、指定の可否を決定し、東京都重心通所事業所指定・不指定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
 - (3) 申請者は指定内容に変更が生じる場合には、あらかじめ又は変更後10日以内に東京都重心通所事業所変更届（別記第3号様式）により局長に届け出るものとする。
 - (4) 都重心通所事業所の事業を廃止しようとするときは、あらかじめ東京都重心通所事業所廃止届（別記第4号様式）により局長に届け出るものとする。
 - (5) 都重心通所事業所の指定後に、別表1に定める基準を満たしていないことが判明した場合、又は障害者総合支援法及び児福法等関係法令等に基づき都が行う運営指導等に従わない場合、局長は、東京都重心通所事業所指定取消通知書（別記第5号様式）により当該指定を取り消すことができる。
- 2 東京都重症心身障害児（者）通所事業所の指定は、社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人（公益財団法人を含む）、一般社団法人（公益社団法人を含む）、医療法

人、学校法人又は宗教法人等の営利を目的としない法人及び区市町村を対象として行う。

(報告等)

第7条

前条の規定により指定を受けた都重心通所事業所の施設長（以下「都重心通所施設長」という。）は、新たに通所させようとする者について、利用契約を行う前に新規利用開始届（別記第6号様式）に施設意見書（別記第10号様式）を添えて局長に届け出るものとする。

- 2 都重心通所施設長は、サービス提供を行った翌月10日までに当該月における指定を行った定員に対する利用者を別表3に基づき分類し、利用者名簿（別記第7号様式）を局長に提出するものとする。
- 3 都重心通所施設長は、利用者が退所した場合、退所届（別記第11号様式）を局長に提出するものとする。
- 4 第9条第2項に基づき支援を受けた施設長は、看護師及び福祉職（医療的ケアが実施できる職員に限る）を超重症児等受入促進員として配置又は変更した場合は、速やかに重症心身障害児（者）通所事業超重症児等受入促進員届出書（別記第8号様式）を局長に提出するものとする。
- 5 施設長は、第6条の（5）に基づき、別表1に定める基準を満たしていることを確認するために、局長に求めに応じ「東京都重症心身障害児（者）通所事業所定期状況報告書」（別記第12号様式）を年に1度提出するものとする。

(支援の内容)

第8条

都重心通所事業所に対する支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、都立施設を除く。

- (1) 運営費補助
都重心通所事業所の運営を支援するための助成をいう。
- (2) 超重症児等受入促進員経費
医療型であって、超重症児（者）・準超重症児（者）及び医療的ケアスコア16点以上の児者を受け入れ、次表に定める基準を満たす都重心通所事業所に対し支援する。

対象施設	前年4月1日現在の定員に占める超重症児（者）及び準超重症児（者）数の割合が、下欄の基準（割合）を超える施設において、超重症児等受入促進員として看護師及び福祉職を配置した施設
基 準	42.2 %

(援護の実施者)

第9条

前条に規定する事業の実施主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の実施主体（以下「援護の実施者」という。）は、都重心通所事業所の通所者に対し、児福法第21条の5の5第1項に基づく通所給付決定、もしくは障害者総合支援法第19条第1項に基づく支給決定を行った区市町村とする。
- (2) 前条第2号の実施主体は、東京都とする。

(支援の実施方法)

第10条

第8条に規定する支援の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運営費補助
別表2に掲げる、都基準日額単価から標準日額単価を控除した額に出席率係数を

乗じた額を、利用日数に応じて助成する。なお、出席率係数は実績を元に算出し、別途通知する。

(2) 超重症児等受入促進員経費

本支援は、医療型であって、第8条第2号に定める基準を満たす都重心通所事業所に委託して実施するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 医療型

在宅の重症心身障害児（者）等が、家族とともに地域社会の中で生活することができるようにするために、必要な療育及び支援を行い、主に濃厚な医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等を広域的に対象とし、以下の基準を満たしていること。

① 定員

重症心身障害児（者）等のための定員を5人以上

② 設備基準

ア 医療法に規定する病院又は診療所として必要な設備のほか、訓練室、障害者用の便所及び必要に応じて給食設備を設けていること。

ただし、医療法に規定する病院又は診療所として必要な設備及び給食設備については、通所施設に併設される施設に、これらの設備が設けられている場合にはこれと併用できるものとする。

イ 訓練室は、訓練内容及び利用者の数に応じた広さがあること。

ウ 訓練用の機器は、取扱い及び操作が容易かつ安全であること。

エ 建物の配置、構造及び設備は、利用者の安全を確保するとともに、日照、採光及び換気等保健衛生上の安全性を十分考慮したものであること。

③ 職員の基準

(1) 次の職員が置かれていること。

(ア) 管理者（管理運営上支障がない場合は、他の職種との兼務可）

(イ) 責任者（児童発達支援においては児童発達支援管理責任者、生活介護においてはサービス管理責任者）

(ウ) 医師

(エ) 看護職員（看護師、保健師、准看護師、助産師（児童発達支援のみ））

(オ) 介護員等（児童指導員、保育士、訪問介護員等）

(カ) 理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語療法士等）

(キ) 栄養士又は調理員（給食調理を外部委託等している場合を除く）

(ク) 運転手（運行委託による場合を除く）

(2) 直接処遇職員である看護職員、介護員等、理学療法士等の総数は、おおむね1日当たりの通所予定児（者）2人につき1人配置されていること。

《標準職員配置基準表》

1日通所定員	職員配置基準	職 種 別 内 訳
50人	25人	看護職員5 介護員等15 理学療法士等5
45人	23人	看護職員5 介護員等14 理学療法士等4
40人	20人	看護職員4 介護員等12 理学療法士等4
35人	18人	看護職員4 介護員等11 理学療法士等3
30人	15人	看護職員3 介護員等9 理学療法士等3
25人	13人	看護職員3 介護員等8 理学療法士等2
20人	10人	看護職員3 介護員等5 理学療法士等2
15人	8人	看護職員2 介護員等5 理学療法士等1
10人	5人	看護職員2 介護員等2 理学療法士等1
5人	3人	看護職員1 介護員等1 理学療法士等1

④ 通所手段の確保

原則として通所手段を確保すること。

⑤ 1日通所定員

原則、局長が指定する「1日通所定員数」を超えて通所させてはならない。

ただし、これを超えて通所させたい場合、施設長は1日通所定員数に係る特例の適用協議書（別記第9号様式）により事前に協議すること。

(2) 地域施設活用型

在宅の重症心身障害児（者）等が、家族とともに地域社会の中で生活することができるようにするために、必要な療育及び支援を行い、主に一定の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等を地域の障害者施設等を活用して行い、以下の基準を満たしていること。

① 定員

重症心身障害児（者）等のための定員を5人以上

② 設備基準

医療型を準用する。

ただし、当該地域において近隣の医療機関と常に密接な連携を保ち、十分な協力が得られる体制を確保している場合は、医療法に定める病院又は診療所でなくても、要件を満たしているものとする。

③ 職員基準

医療型を準用する。

ただし、(カ)及び(キ)の職員については、通所施設に併設される施設に、これらの職員が配置されている場合には、これらの職員との兼務ができるものとする。

④ 通所手段の確保

原則として通所手段を確保すること。

⑤ 1日通所定員

原則、局長が指定する「1日通所定員数」を超えて通所させてはならない。

ただし、これを超えて通所させたい場合、施設長は1日通所定員数に係る特例の適用協議書（別記第9号様式）により事前に協議すること。

「い」【生活介護】

(単位:円)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
11人 ～20人	13,420	81人 以上	9,250	4,170	1.00	4,170
					1.40	5,840
					1.50	6,260
					1.70	7,090
					1.80	7,510
		71人 ～80人	9,360	4,060	2.00	8,340
					1.00	4,060
					1.40	5,680
					1.50	6,090
					1.70	6,900
		61人 ～70人	9,440	3,980	1.80	7,310
					2.00	8,120
					1.00	3,980
					1.40	5,570
					1.50	5,970
		51人 ～60人	9,820	3,600	1.70	6,770
					1.80	7,160
					2.00	7,960
					1.00	3,600
					1.40	5,040
		41人 ～50人	9,950	3,470	1.50	5,400
					1.70	6,120
					1.80	6,480
					2.00	6,940
1.00	3,470					
31人 ～40人	10,190	3,230	1.40	4,860		
			1.50	5,210		
			1.70	5,900		
			1.80	6,250		
			2.00	6,940		
21人 ～30人	10,270	3,150	1.00	3,230		
			1.40	4,410		
			1.50	4,730		
			1.70	5,360		
			1.80	5,670		
11人 ～20人	11,700	1,720	2.00	6,300		
			1.00	1,720		
			1.40	2,410		
			1.50	2,580		
			1.70	2,920		
6人 ～10人	14,180	81人 以上	9,250	4,930	1.80	3,100
					2.00	3,440
					1.00	4,930
					1.40	6,900
					1.50	7,400
		71人 ～80人	9,360	4,820	1.70	8,380
					1.80	8,870
					2.00	9,860
					1.00	4,820
					1.40	6,750
		61人 ～70人	9,440	4,740	1.50	7,230
					1.70	8,190
					2.00	9,640
					1.00	4,740
					1.40	6,640
		51人 ～60人	9,820	4,360	1.50	7,110
					1.70	8,060
					1.80	8,530
					2.00	9,480
					1.00	4,360
		41人 ～50人	9,950	4,230	1.40	6,100
					1.50	6,540
					1.70	7,410
					1.80	7,850
2.00	8,720					
31人 ～40人	10,190	3,990	1.00	4,230		
			1.40	5,920		
			1.50	6,350		
			1.70	7,190		
			1.80	7,610		
21人 ～30人	10,270	3,910	2.00	8,460		
			1.00	3,990		
			1.40	5,590		
			1.50	5,990		
			1.70	6,780		
11人 ～20人	11,700	2,480	1.80	7,180		
			2.00	7,980		
			1.00	3,910		
			1.40	5,470		
			1.50	5,870		
6人 ～10人	11,700	2,480	1.70	7,040		
			2.00	7,820		
			1.00	2,480		
			1.40	3,470		
			1.50	3,720		
			1.70	4,220		
			1.80	4,460		
			2.00	4,960		
			1.00	2,480		
			1.40	3,470		
			1.50	3,720		
			1.70	4,220		
			1.80	4,460		
			2.00	4,960		
			1.00	2,480		

重 心 定 員	都 基 準 日 額 単 価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
5人	16,790	81人 以上	9,250	7,540	1.00	7,540
					1.40	10,560
					1.50	11,310
					1.70	12,820
					1.80	13,570
		1.00	7,430	7,430	1.40	10,400
		1.50	11,150			
		1.70	12,630			
		1.80	13,370			
		2.00	14,860			
		1.00	7,350	7,350	1.40	10,290
		1.50	11,030			
		1.70	12,500			
		1.80	13,230			
		2.00	14,700			
		1.00	6,970	6,970	1.40	9,760
		1.50	10,460			
		1.70	11,850			
		1.80	12,550			
		2.00	13,940			
		1.00	6,840	6,840	1.40	9,580
		1.50	10,260			
		1.70	11,630			
		1.80	12,310			
		2.00	13,680			
		1.00	6,600	6,600	1.40	9,240
		1.50	9,900			
		1.70	11,220			
		1.80	11,880			
		2.00	13,200			
		1.00	6,520	6,520	1.40	9,130
		1.50	9,780			
		1.70	11,080			
		1.80	11,740			
		2.00	13,040			
		1.00	5,090	5,090	1.40	7,130
		1.50	7,640			
		1.70	8,650			
		1.80	9,160			
		2.00	10,180			
1.00	5,090	5,090	1.40	7,130		
1.50	7,640					
1.70	8,650					
1.80	9,160					
2.00	10,180					
1.00	5,090	5,090	1.40	7,130		
1.50	7,640					
1.70	8,650					
1.80	9,160					
2.00	10,180					

別表2 都重心通所運営費補助に係る「適用単価」一覧表

「い」【生活介護】

(通所手段有り)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価 本体定員	標準日額単価 単価	都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
41人 ～50人	21,400	81人 以上	9,250	12,150	1.00	12,150
					1.40	17,010
					1.50	18,230
					1.70	20,660
					1.80	21,870
					2.00	24,300
					1.00	12,040
					1.40	16,860
					1.50	18,060
					1.70	20,470
					1.80	21,670
					2.00	24,080
		71人 ～80人	9,360	12,040	1.00	11,960
					1.40	16,740
					1.50	17,940
					1.70	20,330
					1.80	21,530
					2.00	23,920
					1.00	11,580
					1.40	16,210
					1.50	17,370
					1.70	19,690
					1.80	20,840
					2.00	23,160
		51人 ～60人	9,820	11,580	1.00	11,450
					1.40	16,030
					1.50	17,180
					1.70	19,470
					1.80	20,610
					2.00	22,900
		41人 ～50人	9,950	11,450	1.00	12,360
					1.40	17,300
					1.50	18,540
					1.70	21,010
					1.80	22,250
					2.00	24,720
31人 ～40人	21,610	81人 以上	9,250	12,360	1.00	12,250
					1.40	17,150
					1.50	18,380
					1.70	20,830
					1.80	22,050
					2.00	24,500
		71人 ～80人	9,360	12,250	1.00	12,170
					1.40	17,040
					1.50	18,260
					1.70	20,690
					1.80	21,910
					2.00	24,340
		61人 ～70人	9,440	12,170	1.00	11,790
					1.40	16,510
					1.50	17,690
					1.70	20,040
					1.80	21,220
					2.00	23,580
		51人 ～60人	9,820	11,790	1.00	11,660
					1.40	16,320
					1.50	17,490
					1.70	19,820
					1.80	20,990
					2.00	23,320
21人 ～30人	21,720	81人 以上	9,250	12,470	1.00	11,420
					1.40	15,990
					1.50	17,130
					1.70	19,410
					1.80	20,560
					2.00	22,840
		71人 ～80人	9,360	12,360	1.00	12,470
					1.40	17,460
					1.50	18,710
					1.70	21,200
					1.80	22,450
					2.00	24,940
		61人 ～70人	9,440	12,280	1.00	12,360
					1.40	17,300
					1.50	18,540
					1.70	20,880
					1.80	22,100
					2.00	24,560
		51人 ～60人	9,820	11,900	1.00	11,900
					1.40	16,660
					1.50	17,850
					1.70	20,230
					1.80	21,420
					2.00	23,800
		41人 ～50人	9,950	11,770	1.00	11,770
					1.40	16,480
					1.50	17,660
					1.70	20,010
					1.80	21,190
					2.00	23,540
		31人 ～40人	10,190	11,530	1.00	11,530
					1.40	16,140
					1.50	17,300
					1.70	19,600
					1.80	20,750
					2.00	23,060
		21人 ～30人	10,270	11,450	1.00	11,450
					1.40	16,030
					1.50	17,180
					1.70	19,470
					1.80	20,610
					2.00	22,900

(単位:円)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
11人 ～20人	22,000	81人 以上	9,250	12,750	1.00	12,750
					1.40	17,850
					1.50	19,130
					1.70	21,680
		71人 ～80人	9,360	12,640	1.80	22,950
					2.00	25,500
					1.00	12,640
					1.40	17,700
					1.50	18,960
					1.70	21,490
		61人 ～70人	9,440	12,560	1.80	22,750
					2.00	25,280
					1.00	12,560
					1.40	17,580
					1.50	18,840
					1.70	21,350
		51人 ～60人	9,820	12,180	1.80	22,610
					2.00	25,120
					1.00	12,180
					1.40	17,050
		41人 ～50人	9,950	12,050	1.50	18,270
					1.70	20,710
					1.80	21,920
					2.00	24,360
1.00	12,050					
1.40	16,870					
31人 ～40人	10,190	11,810	1.50	18,080		
			1.70	20,490		
			1.80	21,690		
			2.00	24,100		
			1.00	11,810		
			1.40	16,530		
21人 ～30人	10,270	11,730	1.50	17,720		
			1.70	20,080		
			1.80	21,260		
			2.00	23,620		
			1.00	11,730		
			1.40	16,420		
11人 ～20人	11,700	10,300	1.50	17,600		
			1.70	19,940		
			1.80	21,110		
			2.00	23,460		
			1.00	10,300		
			1.40	14,420		
6人 ～10人	22,760	81人 以上	9,250	13,510	1.50	15,450
					1.70	17,510
					1.80	18,540
					2.00	20,600
		71人 ～80人	9,360	13,400	1.80	22,970
					2.00	27,020
					1.00	13,400
					1.40	18,760
					1.50	20,100
					1.70	22,780
		61人 ～70人	9,440	13,320	1.80	24,120
					2.00	26,800
					1.00	13,320
					1.40	18,650
					1.50	19,980
					1.70	22,640
		51人 ～60人	9,820	12,940	1.80	23,980
					2.00	26,640
					1.00	12,940
					1.40	18,120
					1.50	19,410
					1.70	22,000
		41人 ～50人	9,950	12,810	1.80	23,290
					2.00	25,880
1.00	12,810					
1.40	17,930					
1.50	19,220					
1.70	21,780					
31人 ～40人	10,190	12,570	1.80	23,060		
			2.00	25,620		
			1.00	12,570		
			1.40	17,600		
			1.50	18,860		
			1.70	21,370		
21人 ～30人	10,270	12,490	1.80	22,630		
			2.00	25,140		
			1.00	12,490		
			1.40	17,490		
			1.50	18,740		
			1.70	21,230		
11人 ～20人	11,700	11,060	1.80	22,480		
			2.00	24,980		
			1.00	11,060		
			1.40	15,480		
			1.50	16,590		
			1.70	18,800		
6人 ～10人	11,700	11,060	1.80	19,910		
			2.00	22,120		
			1.00	11,060		
			1.40	15,590		

別表2 都重心通所運営費補助に係る「適用単価」一覧表

「ろ」【児童発達支援事業】

(通所手段なし)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
41人 ～50人	12,820	41人 以上	5,820	7,000	1.00	7,000
					1.40	9,800
					1.50	10,500
					1.70	11,900
					1.80	12,600
					2.00	14,000
31人 ～40人	13,030	31人 以上	5,820	7,210	1.00	7,210
					1.40	10,090
					1.50	10,820
					1.70	12,260
					1.80	12,980
					2.00	14,420
21人 ～30人	13,140	21人 以上	5,820	7,320	1.00	7,320
					1.40	10,250
					1.50	10,980
					1.70	12,440
					1.80	13,180
					2.00	14,640
11人 ～20人	13,420	11人 以上	5,820	7,600	1.00	7,600
					1.40	10,640
					1.50	11,400
					1.70	12,920
					1.80	13,680
					2.00	15,200
6人 ～10人	14,180	11人 以上	5,820	8,360	1.00	8,360
					1.40	11,700
					1.50	12,540
					1.70	14,210
					1.80	15,050
					2.00	16,720
		10人	6,840	7,340	1.00	7,340
					1.40	10,280
					1.50	11,010
					1.70	12,480
					1.80	13,210
					2.00	14,680
		9人	7,480	6,700	1.00	6,700
					1.40	9,380
					1.50	10,050
					1.70	11,390
					1.80	12,060
					2.00	13,400
		8人	8,270	5,910	1.00	5,910
					1.40	8,270
					1.50	8,870
					1.70	10,050
					1.80	10,640
					2.00	11,820
		7人	9,450	4,730	1.00	4,730
					1.40	6,620
					1.50	7,100
					1.70	8,040
					1.80	8,510
					2.00	9,460
		6人	11,040	3,140	1.00	3,140
					1.40	4,400
					1.50	4,710
					1.70	5,340
					1.80	5,650
					2.00	6,280

(単位:円)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
5人	16,790	11人 以上	5,820	10,970	1.00	10,970
					1.40	15,360
					1.50	16,460
					1.70	18,650
					1.80	19,750
					2.00	21,940
		10人	6,840	9,950	1.00	9,950
					1.40	13,930
					1.50	14,930
					1.70	16,920
					1.80	17,910
					2.00	19,900
		9人	7,480	9,310	1.00	9,310
					1.40	13,030
					1.50	13,970
					1.70	15,830
					1.80	16,760
					2.00	18,620
		8人	8,270	8,520	1.00	8,520
					1.40	11,930
					1.50	12,780
					1.70	14,480
					1.80	15,340
					2.00	17,040
		7人	9,450	7,340	1.00	7,340
					1.40	10,280
					1.50	11,010
					1.70	12,480
					1.80	13,210
					2.00	14,680
		6人	11,040	5,750	1.00	5,750
					1.40	8,050
					1.50	8,630
					1.70	9,780
					1.80	10,350
					2.00	11,500
		5人	12,970	3,820	1.00	3,820
					1.40	5,350
					1.50	5,730
					1.70	6,490
					1.80	6,880
					2.00	7,640

別表2 都重心通所運営費補助に係る「適用単価」一覧表

「ろ」【児童発達支援事業】

(通所手段あり)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
41人 ～50人	21,400	41人 以上	5,820	15,580	1.00	15,580
					1.40	21,810
					1.50	23,370
					1.70	26,490
					1.80	28,040
					2.00	31,160
31人 ～40人	21,610	31人 以上	5,820	15,790	1.00	15,790
					1.40	22,110
					1.50	23,690
					1.70	26,940
					1.80	28,420
					2.00	31,580
21人 ～30人	21,720	21人 以上	5,820	15,900	1.00	15,900
					1.40	22,260
					1.50	23,850
					1.70	27,030
					1.80	28,620
					2.00	31,800
11人 ～20人	22,000	11人 以上	5,820	16,180	1.00	16,180
					1.40	22,650
					1.50	24,270
					1.70	27,510
					1.80	29,120
					2.00	32,360
6人 ～10人	22,760	11人 以上	5,820	16,940	1.00	16,940
					1.40	23,720
					1.50	25,410
					1.70	28,800
					1.80	30,490
					2.00	33,880
		10人	6,840	15,920	1.00	15,920
					1.40	22,290
					1.50	23,880
					1.70	27,060
					1.80	28,660
					2.00	31,840
		9人	7,480	15,280	1.00	15,280
					1.40	21,390
					1.50	22,920
					1.70	25,980
					1.80	27,500
					2.00	30,560
		8人	8,270	14,490	1.00	14,490
					1.40	20,290
					1.50	21,740
					1.70	24,630
					1.80	26,080
					2.00	28,980
		7人	9,450	13,310	1.00	13,310
					1.40	18,630
					1.50	19,970
					1.70	22,630
					1.80	23,960
					2.00	26,620
		6人	11,040	11,720	1.00	11,720
					1.40	16,410
					1.50	17,580
					1.70	19,920
					1.80	21,100
					2.00	23,440

(単位:円)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
5人	25,370	11人 以上	5,820	19,550	1.00	19,550
					1.40	27,370
					1.50	29,330
					1.70	33,240
					1.80	35,190
					2.00	39,100
		10人	6,840	18,530	1.00	18,530
					1.40	25,940
					1.50	27,800
					1.70	31,500
					1.80	33,350
					2.00	37,060
		9人	7,480	17,890	1.00	17,890
					1.40	25,050
					1.50	26,840
					1.70	30,410
					1.80	32,200
					2.00	35,780
		8人	8,270	17,100	1.00	17,100
					1.40	23,940
					1.50	25,650
					1.70	29,070
					1.80	30,780
					2.00	34,200
		7人	9,450	15,920	1.00	15,920
					1.40	22,290
					1.50	23,880
					1.70	27,060
					1.80	28,660
					2.00	31,840
		6人	11,040	14,330	1.00	14,330
					1.40	20,060
					1.50	21,500
					1.70	24,360
					1.80	25,790
					2.00	28,660
		5人	12,970	12,400	1.00	12,400
					1.40	17,360
					1.50	18,600
					1.70	21,080
					1.80	22,320
					2.00	24,800

別表2 都重心通所運営費補助に係る「適用単価」一覧表

「は」【児童発達支援センター】

(通所手段なし)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
41人 ～50人	12,820	41人 以上	6,760	6,060	1.00	6,060
					1.40	8,480
					1.50	9,090
					1.70	10,300
					1.80	10,910
31人 ～40人	13,030	31人 以上	6,760	6,270	1.80	11,290
					2.00	12,540
					1.00	6,270
					1.40	8,780
					1.50	9,410
21人 ～30人	13,140	21人 以上	6,760	6,380	1.70	10,660
					1.80	11,480
					2.00	12,760
					1.00	6,660
					1.40	8,930
11人 ～20人	13,420	21人 以上	6,760	6,660	1.50	9,990
					1.70	11,320
					1.80	11,990
					2.00	13,320
					1.00	6,030
		16人 ～20人	7,390	6,030	1.40	8,440
					1.50	9,050
					1.70	10,250
					1.80	10,850
					2.00	12,060
		15人 以下	9,580	3,840	1.00	3,840
					1.40	5,380
					1.50	5,760
					1.70	6,530
					1.80	6,910
6人 ～10人		21人 以上	6,760	7,420	2.00	7,680
					1.00	7,420
					1.40	10,390
					1.50	11,130
					1.70	12,610
		16人 ～20人	7,390	6,790	1.80	13,360
					2.00	14,840
					1.00	6,790
					1.40	9,510
					1.50	10,190
		15人 以下	9,580	4,600	1.70	11,540
					1.80	12,220
					2.00	13,580
					1.00	4,600
					1.40	6,440
5人	16,790	21人 以上	6,760	10,030	1.50	6,900
					1.70	7,820
					1.80	8,280
					2.00	9,200
					1.00	10,030
		16人 ～20人	7,390	9,400	1.40	14,040
					1.50	15,050
					1.70	17,050
					1.80	18,050
					2.00	20,060
		15人 以下	9,580	7,210	1.00	9,400
					1.40	13,160
					1.50	14,100
					1.70	15,980
					1.80	16,920
	16,790	21人 以上	6,760	10,030	2.00	18,800
					1.00	7,210
					1.40	10,090
					1.50	10,820
					1.70	12,260
		16人 ～20人	7,390	9,400	1.80	12,980
					2.00	14,420
					1.00	10,030
					1.40	14,040
					1.50	15,050
		15人 以下	9,580	7,210	1.70	17,050
					1.80	18,050
					2.00	20,060
					1.00	9,400
					1.40	13,160
	16,790	21人 以上	6,760	10,030	1.50	14,100
					1.70	15,980
					1.80	16,920
					2.00	18,800
					1.00	7,210
		16人 ～20人	7,390	9,400	1.40	10,090
					1.50	10,820
					1.70	12,260
					1.80	12,980
					2.00	14,420
		15人 以下	9,580	7,210	1.00	10,030
					1.40	14,040
					1.50	15,050
					1.70	17,050
					1.80	18,050
	16,790	21人 以上	6,760	10,030	2.00	20,060
					1.00	9,400
					1.40	13,160
					1.50	14,100
					1.70	15,980
		16人 ～20人	7,390	9,400	1.80	16,920
					2.00	18,800

別表2 都重心通所運営費補助に係る「適用単価」一覧表

「に」【医療型児童発達支援センター】

(通所手段なし)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
41人 ～50人	12,820	区分無し	4,370	8,450	1.00	8,450
					1.40	11,830
					1.50	12,680
					1.70	14,370
					1.80	15,210
					2.00	16,900
31人 ～40人	13,030	区分無し	4,370	8,660	1.00	8,660
					1.40	12,120
					1.50	12,990
					1.70	14,720
					1.80	15,590
					2.00	17,320
21人 ～30人	13,140	区分無し	4,370	8,770	1.00	8,770
					1.40	12,280
					1.50	13,160
					1.70	14,910
					1.80	15,790
					2.00	17,540
11人 ～20人	13,420	区分無し	4,370	9,050	1.00	9,050
					1.40	12,670
					1.50	13,580
					1.70	15,390
					1.80	16,290
					2.00	18,100
6人 ～10人	14,180	区分無し	4,370	9,810	1.00	9,810
					1.40	13,730
					1.50	14,720
					1.70	16,680
					1.80	17,660
					2.00	19,620
5人	16,790	区分無し	4,370	12,420	1.00	12,420
					1.40	17,390
					1.50	18,630
					1.70	21,110
					1.80	22,360
					2.00	24,840

(通所手段有り)

(単位:円)

重心 定員	都基準 日額 単価	標準日額単価		都加算 単価	出席率 係数	適用 単価
		本体定員	単価			
41人 ～50人	21,400	区分無し	4,370	17,030	1.00	17,030
					1.40	23,840
					1.50	25,550
					1.70	28,950
					1.80	30,650
					2.00	34,060
31人 ～40人	21,610	区分無し	4,370	17,240	1.00	17,240
					1.40	24,140
					1.50	25,860
					1.70	29,310
					1.80	31,030
					2.00	34,480
21人 ～30人	21,720	区分無し	4,370	17,350	1.00	17,350
					1.40	24,290
					1.50	26,030
					1.70	29,500
					1.80	31,230
					2.00	34,700
11人 ～20人	22,000	区分無し	4,370	17,630	1.00	17,630
					1.40	24,680
					1.50	26,450
					1.70	29,970
					1.80	31,730
					2.00	35,260
6人 ～10人	22,760	区分無し	4,370	18,390	1.00	18,390
					1.40	25,750
					1.50	27,590
					1.70	31,260
					1.80	33,100
					2.00	36,780
5人	25,370	区分無し	4,370	21,000	1.00	21,000
					1.40	29,400
					1.50	31,500
					1.70	35,700
					1.80	37,800
					2.00	42,000

出席率	係数
75.1%以上	1. 00
70.1%～75.0%	1. 40
65.1%～70.0%	1. 50
60.1%～65.0%	1. 70
55.1%～60.0%	1. 80
55.0%以下	2. 00

別表3

(1)重症心身障害児(者)判定基準

＜大島分類＞					(IQ)	
21	22	23	24	25	80	境界
20	13	14	15	16	70	
19	12	7	8	9	50	軽度
18	11	6	3	4	35	中度
17	10	5	2	1	20	重度
						最重度

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

(2)超重症心身障害児(者)・準超重症心身障害児(者)判定基準

平成26年3月5日付保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長通知に基づく

(3)医療的ケアスコア判定基準

令和3年3月23日付厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課発事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」に基づく